

VIII 教育職員免許状・各種資格の取得方法

1 教育職員免許状の取得に当たって

岩手大学の学科・課程のうち，教育学部の学校教育教員養成課程以外の学科・課程は教員養成を目的としていません。これらの学科・課程の学生は，教育職員免許状を取得しようとする場合は，正規の卒業資格単位のほかに教育職員免許法施行規則でいう**教科及び教科の指導法に関する科目**（教科に関する科目のほとんどの科目は卒業単位で代替できるが，学科・課程によっては代替できない場合もある），**教職に関する科目**（免許の種類によって異なるが25単位～37単位）及び教養教育科目として開講している**「憲法」2単位，「健康・スポーツ科目」から2単位，「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ，中級ドイツ語，中級フランス語，中級ロシア語，中級中国語，中級韓国語」から2単位，「情報基礎A」2単位**を修得する必要があります，相応な決意と努力が必要です。

取得すべき科目及び単位数等は，次ページ以降（人文社会科学部，理工学部，農学部）のとおりです。教育学部の学生はⅣ－8ページ以降のとおりです。

※獣医学部では教育職員免許状を取得することはできません。

・介護等の体験

教科に関する科目及び教職に関する科目とは別に，教育学部及び人文社会科学部の学生で**小学校及び中学校の教諭**の普通免許状を取得しようとする者は，障害者，高齢者等に対する介護・介助等の体験を**7日間**行うことが必要です。ただし，介護等に関する専門知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者は免除されます。

・各学部において課程認定を受けている教育職員免許状の種類と教科・領域

学 部	学 科 等	免許状の種類	教 科 ・ 領 域
人文社会科学部	人間文化課程	中学校教諭1種免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭1種免許状	国語，地理歴史，公民，英語
	地域政策課程	高等学校教諭1種免許状	公民
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭1種免許状	
		中学校教諭1種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，英語
		高等学校教諭1種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，情報，音楽，美術，保健体育，英語
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域
理工学部	理工学科	化学コース	高等学校教諭1種免許状 数学，理科，情報，工業
		数理・物理コース	
		材料科学コース	
		知能情報コース	
		クリエイティブ情報コース	
		電気電子・情報通信コース	
		機械知能航空コース	
		社会基盤・環境工学コース	
農学部	食料農学科	高等学校教諭1種免許状	理科，農業
	生命科学科		理科
	地域環境科学科		理科，農業
	動物科学・水産科学科		

総合科学研究科・教育学研究科において課程認定を受けている
教育職員免許状の種類と教科・領域

8 教育職員免許状の取得

教育職員になることを望む者は、教育職員免許状を有していなければなりません。

大学院において課程認定を受けている教育職員免許状の種類は専修免許状であり、教科は以下の表のとおりです。

一種免許状を有する者が同一の免許教科の専修免許状を取得するためには、大学院開設科目のうち課程認定を受けた当該教科に関する科目から24単位以上修得しなければなりません。(当該教科に関する科目は、「Ⅱ 各研究科諸規則」の各研究科、専攻の規則を確認してください。)

所定の単位を修得した者は、最終年次に教育職員免許状授与願いを岩手県教育委員会に申請することができます。この手続きについては、アイアシスタント等でお知らせします。

研究科名	課程	専攻名	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
		総合文化学専攻	中学校教諭 専修免許状	国語, 社会, 音楽, 美術, 英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 音楽, 美術, 英語
		理工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	数学, 理科, 工業
		農学専攻	高等学校教諭 専修免許状	理科, 農業
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
			小学校教諭 専修免許状	
			中学校教諭 専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語, ドイツ語, フランス語, 中国語
			高等学校教諭 専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 英語, ドイツ語, フランス語, 中国語
			特別支援学校教諭 専修免許状	知的障がい者に関する教育, 肢体不自由者に関する教育, 病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育